

都立霊園

がっ そう まい ぞう し せつ

合葬埋蔵施設

使用の手引

平成 30 年 12 月

この手引には、東京都霊園条例等に定められた、都立霊園を使用するときにお守りいただく事柄が書かれております。

これらをよくお読みになり、正しくご使用ください。

指定管理者
公益財団法人東京都公園協会

公益財団法人東京都公園協会は、平成18年4月より東京都の指定管理者として、都立霊園の管理業務を行っております。

(4) 生前申込区分の使用者及び埋蔵予定者は、ご自身がお亡くなりになった場合に速やかに埋蔵していただけるよう、親族や友人等に合葬埋蔵施設の使用許可を受けていることを説明しておいてください。

(5) 法事等を行う場合は、事前にご使用の都立霊園窓口へ届け出の上、献花台前に設けられた参拝広場で行ってください。なお、参拝をする他の方のご迷惑にならないように、短時間でお願いします。



(6) 献花台（線香台）には、花及び線香以外のものを置くことはできません。また、供物や卒塔婆等の持ち込みは固くお断りします。



4 使用者の皆さまへのお願い

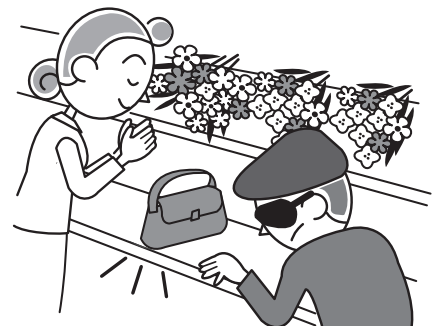
☆火災防止について

火のついたお線香は火災の原因となります。お帰りのときに、お線香の火が消えたことを必ず確認してください。

☆墓参時のご注意

墓参中の置き引き被害が発生しております。墓参の際には手荷物から目を離さないようにしてください。

お彼岸等の混雑が予想される時期の墓参には、公共の交通機関をご利用ください。



5 遺骨の納骨方法



八柱霊園合葬埋蔵施設

(1) 納骨後の遺骨の取扱いは次のとおりです。

①「一定期間後共同埋蔵」の場合

(ア) 埋蔵された遺骨は、使用許可日から起算して 20 年間は地下にある埋蔵室に骨壺の状態で埋蔵し、その後は遺骨を骨壺から出して、施設内にある共同埋蔵室に共同埋蔵します。

「埋蔵予定者」(生前申込区分の方)の埋蔵を使用許可日から 20 年を過ぎて行う場合は、最初(埋蔵時)から共同埋蔵室に埋蔵されることとなります。

(イ) 原則として、埋蔵された後の遺骨の引取りはできません。また、共同埋蔵された後の遺骨の引取りはできません。

②「直接共同埋蔵」の場合

(ア) 埋蔵された遺骨は、骨壺でお預かりした後、納骨袋に移して施設内にある共同埋蔵室に共同埋蔵します。

(イ) 埋蔵された後の遺骨の引取りはできません。

(2) すでに他の墓所や納骨堂に納骨されている遺骨を納める場合は、あらかじめ改葬の許可を得る必要があります。※詳細については、6 頁をご覧ください。

(3) 合葬埋蔵施設には、火葬した遺骨でないと埋蔵することができません。土葬した遺骨を改葬する場合は、必ず火葬してください。

納骨手続きの手順

1 ご使用の都立霊園窓口で電話で納骨日時を予約する。電話番号は 11 頁参照



2 「合葬埋蔵施設使用許可証」をご使用の都立霊園窓口で提示する

3 「火葬許可証」又は「改葬許可証」をご使用の都立霊園窓口で提出する

4 「遺骨共同埋蔵承諾書」に記名・押印（認印可）する

※1 「遺骨共同埋蔵承諾書」には、下記の内容が記載されています。

「一定期間後共同埋蔵」の場合：埋蔵した遺骨を、使用許可日から起算して、20 年経過後に共同埋蔵することについて承諾する。

「直接共同埋蔵」の場合：納骨後に共同埋蔵することについて承諾する。

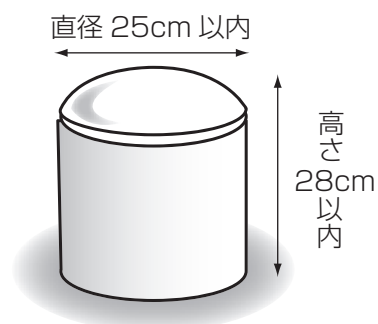
※2 「遺骨共同埋蔵承諾書」は、使用者又は埋蔵手続きを行う方に作成していただきます。

(4) 埋蔵する骨壺の大きさは、幅、奥行きとも 25cm 以内、高さ 28cm 以内で不朽性のものにしてください。

(5) 骨壺は布に包んでお持ちください。

(6) 副葬品の埋蔵はできません。

(7) 申込遺骨の埋蔵は、職員が行います。使用者及び関係者が共同埋蔵室に入ることはできません。また、遺骨を納めた骨壺等は返却できません。



☆刻字について

多磨霊園および小平霊園の合葬埋蔵施設では、施設に備え付けの墓誌に、埋蔵者名を刻字（有料）することができます。詳細については、霊園管理事務所にお問い合わせください。

※八柱霊園合葬埋蔵施設については、電子式（タブレット端末）の墓誌を設置しており、埋蔵年月日及び埋蔵者名を表示（無料）することができます。詳細については、霊園管理事務所又は公園協会霊園課窓口にお問い合わせください。

遺骨の改葬手続き

すでに墓所や納骨堂に納骨されている遺骨を別の墓所や納骨堂に移すことを「改葬」といい、「改葬許可証」が必要となります。

改葬許可証は、現在、遺骨が納骨されている墓地や納骨堂が所在する市区町村が発行します。改葬手続きについては、事前にご使用の都立霊園窓口にお問い合わせください。



①埋蔵・収蔵証明書の発行

現在、遺骨が納骨されている墓地や納骨堂の管理者から「埋蔵・収蔵証明書」を発行してもらいます。

②使用証明書の発行

改葬先の都立霊園の窓口で「使用許可証」を提示し、「使用証明書」を発行してもらいます。

③市区町村への改葬許可の申請

現在、遺骨が納骨されている墓地や納骨堂が所在する市区町村で「改葬許可」の申請をして、「改葬許可証」の交付を受けてください。この申請の際に上記の「埋蔵・収蔵証明書」と「使用証明書」を一緒に市区町村窓口提出してください。

※市区町村によって異なりますが、「都立霊園使用許可証」を「使用証明書」として認める場合や、「埋蔵・収蔵証明書」と「改葬許可申請書」の書面を兼ねているものなどがありますので、遺骨が納骨されている墓地や納骨堂が所在する市区町村に事前にお問い合わせください。

④納骨されている墓所や納骨堂からの遺骨の引き取り

遺骨が納骨されている墓地や納骨堂の管理者に「改葬許可証」を提示して、遺骨を引き取ってください（土葬骨の場合は、火葬してください）。

⑤遺骨の納骨

都立霊園の窓口で「使用許可証」を提示すると共に、「改葬許可証」を提出し、事前に納骨の手続きをしてください。

※⑤以外の手続きについては、手数料が必要になる場合があります。

※納骨について お墓のカロートに納骨することを埋蔵といい、納骨堂に納めることを収蔵といいます。

6 各種届出・申請

次の場合には、速やかに都立霊園窓口又は公園協会霊園課窓口で所定の手続きをしてください。

(1) 使用者の住所が変わったとき

使用者の住所が変わったときは、お近くの都立霊園窓口又は公園協会霊園課窓口へ速やかに書面により届け出てください。郵送又はファックスによる届出も可能です。郵送又はファックスの場合は、下記の事項を記載し、公園協会霊園課宛にお送りください。

(ファックス番号：03-3232-3194)

住民票を提出していただく場合もあります。

- | | |
|-----------|------------|
| ① 使用者氏名 | ③ 新住所・電話番号 |
| ② 使用者管理番号 | ④ 旧住所・電話番号 |

(2) 使用者の本籍、氏名が変わったとき

使用者の本籍、氏名が婚姻等により変わったときは、下記の書類をご用意の上、お近くの都立霊園窓口又は公園協会霊園課窓口へ届出をしてください。

- | |
|--------------------------|
| ① 使用許可事項変更届 |
| ② 変更の事実が記載されている戸籍謄本（抄本）類 |
| ③ 合葬埋蔵施設使用許可証 |
| ④ 使用者の認印 |

(3) 使用許可証の再交付を受けるとき

使用許可証を紛失したときや破損したときは、使用者は使用許可証の再交付を受けることができます。下記の書類等をご用意の上、お近くの都立霊園窓口又は公園協会霊園課窓口で再交付の申請をしてください。

- | |
|--------------------------------------|
| ① 使用許可証再交付申請書（申請時に申請者の実印を押していただきます。） |
| ② 住民票（本籍の記載があり、申請日において、発行から3カ月以内のもの） |
| ③ 使用者（名義人）の実印 |
| ④ ③の実印の印鑑登録証明書（申請日において、発行から3カ月以内のもの） |
| ⑤ 再交付手数料（1,100円） |
| ⑥ 郵送料として、450円分の切手（使用許可証は後日郵送されます。） |

※再交付手数料・郵送料は、平成30年12月現在のものです。

(4) 施設を使用しなくなったとき（施設の返還）

施設を使用しないことになったときは、次の場合に限り、下記の書類をご用意の上、ご使用の都立霊園窓口で速やかに返還の手続きをしてください。

- ①「一定期間後共同埋蔵」で未埋蔵の場合
- ②「一定期間後共同埋蔵」ですでに遺骨を埋蔵済みであるが、施設の返還が使用許可日から20年の間であり、特に事情のある場合
- ③「直接共同埋蔵」で未埋蔵の場合

返還には、すでに埋蔵したすべての遺骨を改葬する必要があります。

一部返還は認められません（例：生前2体用の使用者が1体分のみ返還する→不可）。

すでに共同埋蔵された遺骨の返還はできません。

なお、上記の条件のもとに、使用許可日から3年以内に使用終了届を提出し、遺骨の改葬をされた場合は、お納めいただいた使用料の半額をお返しいたします。

- ① 使用者（名義人）の実印
- ② ①の実印の印鑑登録証明書（申請日において、発行から3カ月以内のもの）
- ③ 合葬埋蔵施設使用許可証
- ④ 埋蔵施設使用終了届（ご使用の都立霊園窓口にて備えてあります。）

7 使用許可の取消し

次の場合には、東京都霊園条例の規定により、使用許可を取り消し、又は原状回復を命じることがあります。

- ・ 使用許可を受けた施設を他人に貸し、又は使用する権利を譲渡したとき。
- ・ 使用許可日から3年以内に埋蔵しないとき。
- ・ 東京都霊園条例第二章（埋蔵施設等の使用）の規定に違反し、又は同章の規定による命令に違反しているとき。
- ・ 使用許可に付した条件*に違反しているとき。
- ・ 偽りその他不正な手段により、許可を受けたとき。

〔※許可に付する条件〕

- ・ 東京都霊園条例及び東京都霊園条例施行規則の規定を遵守すること。
- ・ 埋蔵する際に、施設内の指定された区域に他の遺骨と共に埋蔵することに同意すること。
- ・ 使用者の責に帰すべき理由によって知事が設置した施設又はこれに附属する設備を損傷したときは、補修し、又はこれに要する費用を賠償すること。

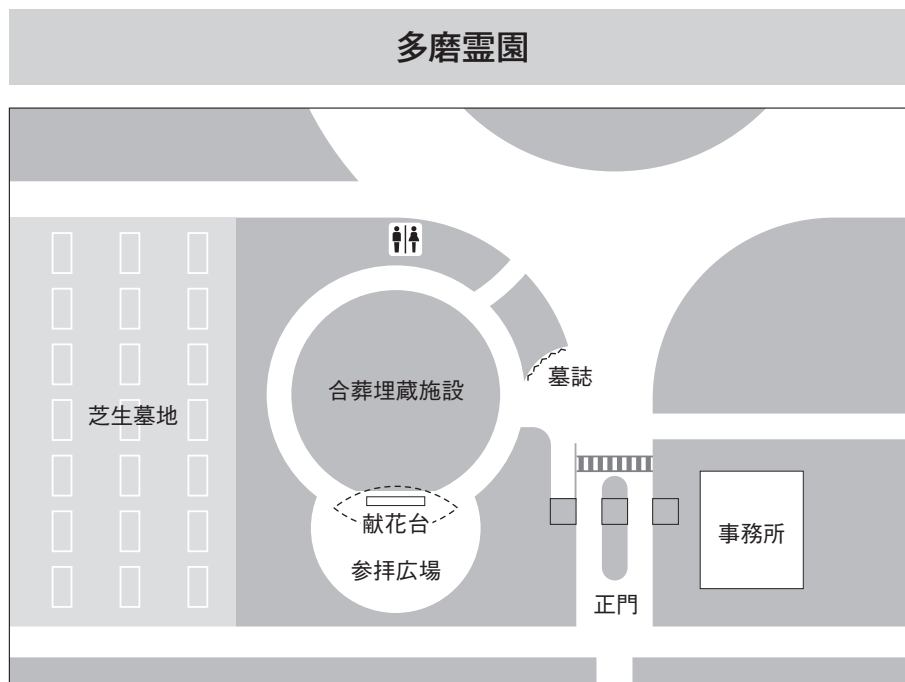
8 献花式

毎年10月1日(都民の日)に、埋葬者に対し花を供える献花式を行います。

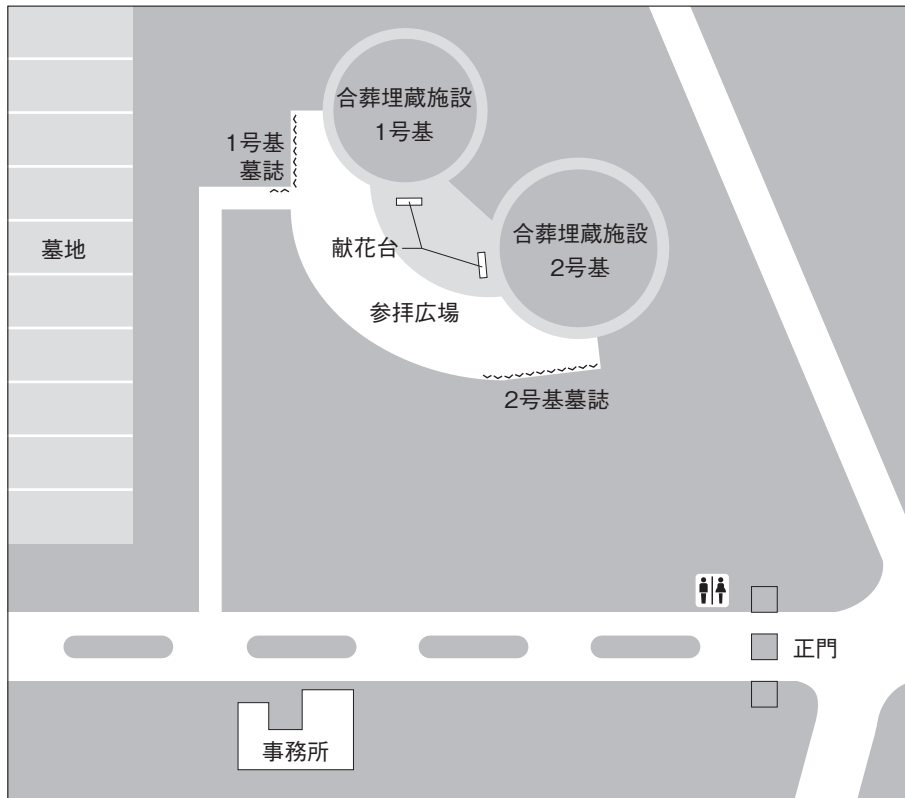


献花式にはどなたでも自由に参列することができます。
なお、献花式開催中は、個人で行う法要等をご遠慮ください。

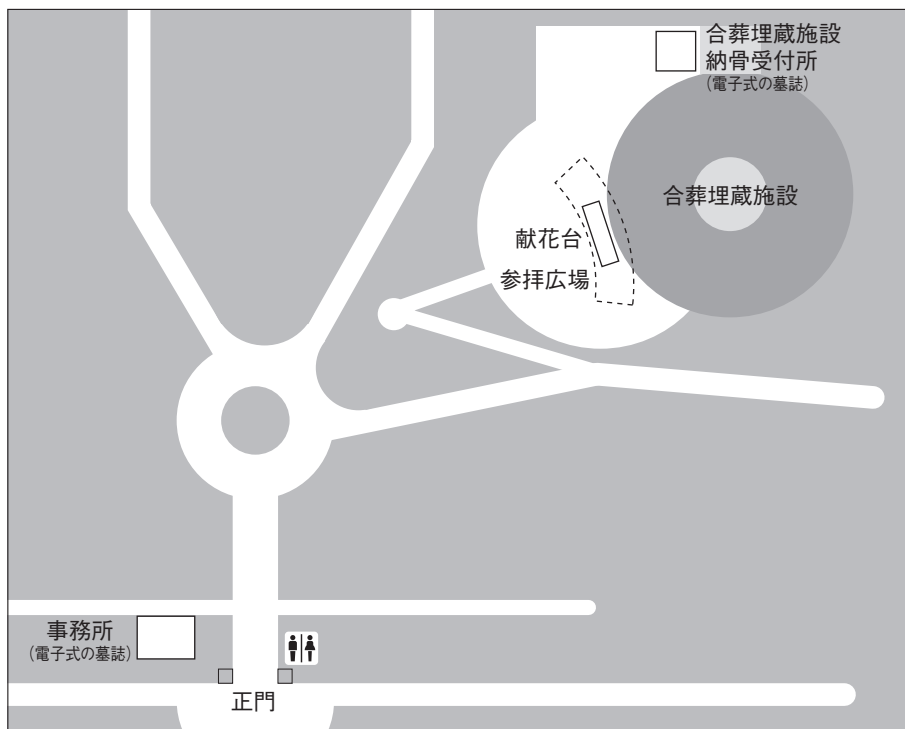
合葬埋蔵施設の案内図



小平霊園



八柱霊園



都立霊園のお問い合わせ先 お問い合わせの際は、お手元に使用者管理番号をご用意ください。

多磨霊園管理事務所	042 (365) 2079	183-0002 府中市多磨町 4-628
小平霊園管理事務所	042 (341) 0050	189-0012 東村山市萩山町 1-16-1
八柱霊園管理事務所	047 (387) 2181	270-2255 千葉県松戸市田中新田 48-2
公益財団法人 東京都公園協会霊園課	TEL. 03 (3232) 3151 FAX. 03 (3232) 3194	160-0021 新宿区歌舞伎町 2-44-1 東京都健康プラザハイジア 10F

【窓口の受付時間】 8：30～17：15

都立霊園の窓口は、年末年始（12月29日～1月3日）は休業です。

公益財団法人東京都公園協会霊園課の窓口は、土・日・祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）は休業です。

※現在、東京都庁では墓所に関する各種手続きは取り扱っておりませんので、ご注意ください。

平成10年発行・平成30年12月改訂

霊園専用ホームページ「TOKYO 霊園さんぽ」
<https://www.tokyo-park.or.jp/reien/>